

大学生等インターンシップ推進事業業務委託
企画提案公募公告

次のとおり企画提案書の提出を公募します。

2019年2月21日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務概要等

(1) 業務名

大学生等インターンシップ推進事業

(2) 業務目的

県内企業でのインターンシップ（就労体験）を通じて、県内大学生等の県内就職や県出身大学生等のU・Iターン就職を促進するため、インターンシップ受入企業と学生とのマッチングを積極的に支援する。

(3) 業務内容

別添「大学生等インターンシップ推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

2019年4月1日から2020年3月31日

(5) 企画提案公募の位置づけ

本企画提案公募は、年度開始前の契約準備行為であるため、本企画提案公募における受託者の選定は、2019年4月1日に平成31年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

2 企画提案の参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。

(3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員で

ないこと。

(7) 現に就職支援に関する事業を実施する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。

3 企画提案実施要領等の交付及び質問

(1) 「山梨県」ホームページからダウンロードすること。

山梨県産業労働部労政雇用課

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html>

(2) 企画提案実施要領及び仕様書に関する質問は、企画提案実施要領を参照の上、電子メールにより行うこと。

メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp

4 企画提案への参加申込み

2019年2月22日（金）から2019年3月4日（月）までの、平日午前9時から午後5時までとする。

5 企画提案書の提出

2019年3月8日（金）から2019年3月14日（木）までの、平日午前9時から午後5時までとする。

6 審査方法

大学生等インターンシップ推進事業審査委員会が企画書の内容及び提案者のプレゼンテーションにより審査する。